

公的介護サービスを受けるには

公的介護保険による介護サービスを受ける場合に気をつけたいのは、要件に該当していれば自動的に受けられるものではないということです。介護サービスを受けるには、まず、住んでいる市区町村に申請して「介護や支援を必要とする状態である」という認定を受けることが必要です。具体的には、次のようなステップとなります。

相談

住んでいる市区町村の窓口、最寄りの地域包括支援センター*で相談します。



書類を記入

申請書類「要介護認定・要支援認定申請書」に記入します。申請書は窓口で入手、もしくは各市区町村のホームページからダウンロードしてください。



①申請

介護保険被保険者証と印鑑を持ち、住んでいる市区町村の窓口申請します。



②認定調査、主治医意見書

職員等が自宅等を訪問し、心身の状況の調査を行います。また、本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。



③審査・判定

認定調査の結果や主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で、介護の必要性や程度について審査を行います。

↓（結果通知 申請から1カ月後）

④要介護認定・通知

介護認定審査会の審査結果にもとづいて「非該当（自立）」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定し、その結果が通知されます。



⑤ケアプランの作成

認定結果をもとに、心身の状況に応じて「要介護1～5」の人は居宅介護支援事業者*と話し合い、各種サービスを組み合わせたケアプランを作成します。「要支援1・2」「非該当（自立）」の人は相談窓口で介護予防ケアプランを作成します。



⑥介護サービス開始

ケアプランにもとづいて在宅や施設で保健・医療・福祉の総合的なサービスを受けます。

? 用語解説

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置する施設のこと。介護保険法で定められている組織で、高齢者本人やその周囲の人々にとって身近な地域の相談窓口となっています。主に、主任ケアマネージャー、保健師または経験のある看護師、社会福祉士らが専門性を活かし、相互に連携しながら業務に就いています。

? 用語解説

居宅介護支援事業者

要介護（1～5）の認定を受けた人が最適な介護サービスを受けることができるようサポートをする都道府県の指定を受けた専門の事業者のこと。